プロジェクト　IFRS のエンドースメント手続

項目　2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効される会計基準等（IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号及び IFRS 第 16 号等を除く）に関する比較表

1. 今回検討を行う会計基準等に関して、IASB により公表された IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）と比較し、各項目につき、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を分析した結果、「削除又は修正」を検討する候補はないと考えられる。なお、検討が必要な項目として＊を付さなかった理由を併せて記載している。

IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	料金規制対象活動	・新規に公表された会計基準であるため、該当なし。	・IFRS 未適用企業の最初の IFRS 財務諸表及びその後の IFRS 財務諸表において、規制繰延勘定残高を引き続き従前の会計原則に従って会計処理することを認めている。（IFRS 第 14 号第 11 項） ・また、料金規制の対象となっている活動、及び認識している金額についての開示が求められている。（IFRS 第 14 号第 30 項～第 36 項）	・該当する規定はない。				・IFRS 第 14 号は、料金規制事業について、新たな会計基準が開発されるまでの暫定措置として、引き続き従前計上されていた規制繰延勘定の計上を認めるものであり、現状規制繰延勘定に係る規定がない我が国において、特に検討すべき点はないと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「共同支配事業に対する持分の取得の会計処理」（IFRS 第 11 号「共同支配契約」の修正）

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	共同支配事業に対する持分の取得	・ 共同支配事業者は、共同支配事業に対する持分に係る資産、負債、収益及び費用の会計処理を、特定の資産、負債、収益及び費用に適用される IFRS に従って行うこととされていた。（IFRS 第 11 号第 21 項）	・ 共同支配事業の活動が事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義）を構成する場合の共同支配事業に対する持分の取得企業は IFRS 第 3 号及び他の基準における企業結合の会計処理についての関連性のある原則を適用することが明記され、企業結合について定めのある関連性のある情報の開示が求められている。（IFRS 第 11 号第 21A 項）	・ 共同支配企業のみ規定がなされており、共同支配企業については持分法を適用する（企業会計基準第 21 号第 39 項）。 ・ 建設業の JV は、連結実務では個別の組織体として認識しないことが適切とされている（連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についての Q&A Q12）。				・ 本改正は、共同支配事業の活動が事業を構成する場合に、既存の IFRS 第 3 号及び他の基準における企業結合に関する原則が適用される旨を明確化するものであり、当該基準の取扱いについて基本的な変更はないものと考えられる。IFRS 第 3 号及び他の基準についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、我が国の会計基準に係る基本的な考え方の相違等について特に検討すべき点はないと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」（IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」の修正）

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	減価償却方法	・ 減価償却及び償却の基礎は、資産の将来の経済的便益の消費についての予想パターンであることが原則とされていた。（IAS 第 16 号第 60 項、IAS 第 38 号第 97 項及び第 98 項）	・ IAS 第 16 号において、一般的に、資産に具現化された経済的便益の消費を測定するための基礎として収益を用いることは適切ではない旨を明確化した。（IAS 第 16 号 62A 項） ・ また、IAS 第 38 号において、無形資産について、IAS 第 16 号と同様の明確化をした。ただし、この推定は、一部の限定的な状況においては反証が可能であるとし（IAS 第 38 号第 98A 項）、企業が償却方法を選択する際の追加的なガイダンスも提供している。（IAS 第 38 号第 98B 項）。	・ 減価償却は所定の減価償却方法に従い、計画的、規則的に実施されねばならない（連続意見書第三）。減価償却計算方法として、期間を配分基準とする方法（定額法、定率法等）と生産高を配分基準とする方法（生産高比例法）を示している（企業会計原則 注解注 20））。 ・ 市場販売目的のソフトウェアの製品マスター等においては、見込販売収益に基づいた費用配分とする方法も合理的な方法の一つとしている（研究開発費等に係る会計基準 第三項 3(4)）。				・ 本改正は、経済的便益の消費を測定するための基礎として収益を用いることは適切ではない旨を定めている。収益を基礎とした減価償却方法については、我が国では一部のソフトウェアについて例示がなされているのみである。本改正の内容について、特に否定すべき点はないと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「農業：果実生成型植物」（IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 41 号「農業」の修正）

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	果実生成型植物の準拠基準	・ IAS 第 41 号の、公正価値測定が生物資産の生物学的変化を最もよく反映するという原則に基づき、公正価値を信頼性をもって測定できない場合を除き、全ての生物資産（果実生成型植物を含む）について、売却コスト控除後の公正価値で測定することを要求していた。（IAS 第 41 号第 12 項、第 13 項）	・ 果実生成型植物を定義（IAS 第 16 号第 6 項、IAS 第 41 号第 5 項～第 5C 項）した上で、その働きは製造と同様であるため、IAS 第 41 号ではなく IAS 第 16 号「有形固定資産」の範囲に含め、自家建設の固定資産と同様に会計処理することを求めた。（IAS 第 16 号第 3 項 (b)、第 22A 項、IAS 第 41 号第 1 項、第 2 項 (b)） ・ 果実生成型植物の上に生育する生産物は依然として IAS 第 41 号の範囲に含まれる。	・ IAS 第 41 号のような規定はないが、実務上、原価を基礎として会計処理されていると考えられる。				・ IAS 第 41 号「農業」の「生物資産及び農産物の公正価値測定」については、初度エンドースメント手続において、「会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの」のうちの「公正価値測定の範囲に関連する項目」として、「検討が必要な項目」とされた。 本改正は、一部の生物資産について原価モデルを適用することを認めるものであり、当該改正自体には、特に検討すべき点はないと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「個別財務諸表における持分法」（IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正）

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	個別財務諸表における関係会社投資の測定	・ 企業が個別財務諸表を作成する場合には、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を、取得原価あるいは IFRS 第 9 号「金融商品」に従って会計処理することを要求していた。（IAS 第 27 号第 10 項等）	・ 企業が個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを追加で認めている。（IAS 第 27 号第 10 項（c）等）	・ 子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とするとされている。（企業会計基準第 10 号第 17 項）				・ 本改正は、個別財務諸表において持分法の適用を認めるものである。我が国では、個別財務諸表において持分法は認められていないが、本改正後も原価は引き続き選択肢の 1 つとされていること、また、初度エンドースメント手続において、IFRS 第 9 号に従った公正価値での測定を選択肢とする現行の IAS 第 27 号の取扱いについて、「削除又は修正」を検討する候補としなかったことを踏まえると、特に「削除又は修正」を検討する候補とする必要はないと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「IFRS の年次改善 2012-2014 年サイクル」

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	処分方法の変更（IFRS 第 5 号）	・ 売却目的保有への分類を中止した場合についてガイダンスが提供されていた一方で、売却目的保有から分配目的保有への分類や分配目的保有の分類を中止した場合については、ガイダンスが示されていなかった。（IFRS 第 5 号第 27 項から第 29 項）	・ 資産（又は処分グループ）は、通常、売却、または所有者への分配を通じて処分される。売却目的から分配目的（又は、その逆）に変更した場合、それを新しい処分計画とみなすべきではなく、当初計画の継続として扱うことが明確化された。（IFRS 第 5 号第 26A 項） ・ 資産（又は処分グループ）が直ちに分配に利用できないか、分配の可能性が非常に高いとはいえないと企業が決定する場合、分配目的保有の会計処理を中止し、IFRS 第 5 号のガイダンスを適用しなければならないことを明確にした。（IFRS 第 5 号第 29 項）	・ 売却目的保有又は分配目的保有の非流動資産に関する特段の規定はない。				・ 本改正は、IFRIC 第 17 号「所有者に対する非現金資産の分配」に伴う IFRS 第 5 号の修正で示されていなかった売却目的保有と分配目的保有との間の分類変更等の取扱いを明確化するものであり、IFRS 第 5 号の基本的な取扱いを変更するものではないと考えられる。IFRS 第 5 号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。
2	継続的関与―サービシング契約（IFRS 第 7 号）	・ 企業が金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を保持するが、当該キャッシュ・フローを 1 つ又は複数の企業に支払う契約上の義務を引き受け、かつ、IFRS 第 9 号の 3.2.5 項（a）から（c）の条件が満たされている契約については、継続的関与を構成しない旨明記されていた。（IFRS 第 7 号第 42C 項）	・ 金融資産を譲渡した企業がサービシングを行う契約が締結されている場合、一般的に継続的関与があると考えられるものの、当該サービシング契約が単にキャッシュ・フローをパス・スルーするだけのものである場合、継続的関与を有するものに該当しない旨を明確化した。（IFRS 第 7 号 B30 項、B30A 項）	・ 金融資産の消滅の認識に関連した継続的関与に関する記述が、企業会計基準第 10 号第 8 項～第 9 項及び第 57 項～第 58 項にあり、移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法（財務構成要素アプローチ）によるものとされている。				・ 本改正は、IFRS 第 7 号の継続的関与に関連して、サービシング契約の取扱いを明確化するものであり、IFRS 第 7 号の基本的な取扱いを変更するものではないと考えられる。IFRS 第 7 号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
3	要約期中財務諸表への適用可能性（IFRS 第 7 号）	・ 2011 年 12 月の改訂により IFRS 第 7 号では、金融資産と金融負債の相殺に関するガイダンスを 2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度及び当該事業年度に属する期中報告期間に適用しなければならないとしていた（IFRS 第 7 号第 44R 項）。一方で、IAS 第 34 号に関連する規定はなかった。	・ 「当該事業年度に属する期中報告期間」の記述が削除され、相殺に関する追加的な開示が、期中報告期間について要求されていないことが明確化された。ただし、IAS 第 34 号の一般的な要求事項により必要となる場合がある。（IFRS 第 7 号第 44R 項、BC72C 項）	・ 該当する注記の要求事項はない。				・ 本改正は、IFRS 第 7 号と IAS 第 34 号の関係について不明確であった記述を明確化するものであり、IFRS 第 7 号の基本的な取扱いを変更するものではないと考えられる。IFRS 第 7 号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。
4	割引率：地域的市場の論点（IAS 第 19 号）	・ 原則として、優良社債の利回りを参照した割引率によって割引計算を行うことが要求される中、（割引率に関して）債券について厚みのある市場が存在しない国においては、国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用することとされていた。（IAS 第 19 号第 83 項）	・ 割引率の見積りに使用する優良社債は、給付の支払いがされる通貨と同じ通貨で発行されたものであるべき旨を明確にし、優良社債についての市場の厚みは、通貨レベルで評価すべきである旨が明確化された。（IAS 第 19 号第 83 項）	・ 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するとして、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが例示されている。（企業会計基準第 26 号第 20 項）				・ 本改正は、IAS 第 19 号において、PBO の計算に適用する割引率の範囲を明確化するものであり、IAS 第 19 号の基本的な取扱いを変更するものでないと考えられる。IAS 第 19 号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。
5	期中財務報告（IAS 第 34 号）	・ 「期中財務報告書の他の部分で開示されていない場合」、期中財務諸表の注記で情報を開示することを要求されていた（IAS 第 34 号第 16A 項）。なお、「期中財務報告書の他の部分」についての定義はなされていなかった。	・ 「期中財務報告書の他の部分」との用語を用いて開示の記載場所を示す代わりに、期中財務諸表での開示、又は、該当する情報が期中財務諸表以外の場所に開示されている場合には、期中財務諸表から当該情報の場所の参照を組み込むことが要求されている。（IAS 第 34 号第 16A 項）	・ 該当する規定はない。				・ 本改正は、IAS 第 34 号で要求される開示の記載場所を示す「期中財務報告書の他の部分」との用語を明確化するものであり、IAS 第 34 号の基本的な取扱いを変更するものでないと考えられる。IAS 第 34 号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「開示に関する取組み」（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正）

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	重要性と集約	・ 重要性が無い場合に、区分表示や IFRS で要求されている具体的な開示が求められない旨定められていた。(IAS 第 1 号第 30 項、第 31 項)	・ 重要性の考慮は IFRS における財務諸表（注記を含む）の区分表示及び具体的な開示要求に適用すべきであり、情報を集約又は分解することにより、有用な情報を不明瞭にしてはならず、集約により財務諸表の理解可能性を低下させてはならないことを明確化した。(IAS 第 1 号第 30A 項、第 31 項)	・ 重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った処理として認められる。重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。（企業会計原則 第一 二 注 1）				・ 本改正は、IAS 第 1 号の取扱いの明確化を図るものであり、IAS 第 1 号の基本的な取扱いを変更するものではないと考えられる。IAS 第 1 号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。 なお、#3 の表示-持分法については、修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」では、改正前の IAS 第 1 号第 82A 項を「削除又は修正」しておらず、リサイクリングされるか否かに基づく区分表示の要求事項を維持しているため、本改正（IAS 第 1 号第 82A 項(b)の挿入）に伴う修正会計基準第 2 号の「削除又は修正」は不要と考えられる（リサイクリングされない項目の区分は、IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の再評価モデルを適用した場合に用いられる可能性がある）。
2	表示すべき情報	・ 財政状態計算書計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書について、IAS 第 1 号で特定されている表示項目のリストが提示されていた。(IAS 第 1 号第 54 項、第 82 項、第 82A 項) ・ また当該財務諸表の、追加的な表示科目、見出し及び小計についても定めがあった。(IAS 第 1 号第 55 項、第 85 項)	・ 財政状態計算書計算書ならびに純損益及びその他の包括利益計算書について、IAS 第 1 号で特定されている表示項目のリストは、関連性があれば集約又は分解できることを明確化した(IAS 第 1 号第 55 項、第 55A 項)。また追加的に小計を表示する場合の要求事項を明確化した。(IAS 第 1 号第 85 項、第 85A 項、第 85B 項)	・ 流動・非流動に分類して表示する（企業会計原則 第三 二）。 ・ 財規などでは、詳細に表示科目が規定されている。 ・ 損益項目の性質別開示の規定はない。 ・ 段階損益として売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純損益、当期純利益の５つの区分が規定されている（企業会計原則 第二 二～八）。 ・ 特別損益の表示に関して企業会計原則で規定されている（企業会計原則 第二 六）。				

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
3	表示－持分法	・ その他の包括利益の内訳項目について、その後の期間で純損益にリサイクリングされるか否かに基づき区分して表示することが明記されていた。(IAS 第 1 号第 82A 項)	・ 持分法で会計処理する関連会社及び共同支配企業のその他の包括利益に対する企業の持分を、純損益にリサイクリングされる項目とそうでない項目に区分して表示することを明確化した。（IAS 第 1 号第 82A 項（b)）	・ 当期純利益を構成する項目のうち、当期又は過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分は、組替調整額として内訳項目ごとに注記する定めがある。（企業会計基準第 22 号第 9 項） ・ 一方で、その他の包括利益の項目について、その後の期間で純損益にリサイクリングされるか否かに基づいて区分表示することを要求する規定はない。				
4	注記－構成	・ 「企業は、通常、注記を次の順序で記載する」とされていた。（IAS 第 1 号第 114 項）	・ 注記の記載順序について、財務諸表の理解可能性と比較可能性に与える影響を考慮することが明確化された。(IAS 第 1 号第 113 項、第 114 項)	・ その他の注記事項については、連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更及び会計方針の変更の注記の次に記載することとされている。（連結財務諸表等規則 第 16 条）				
5	会計方針の開示	・ 企業の営業活動の特徴及び同業種の企業であれば開示するであろうと財務諸表の利用者が期待する会計方針を考慮して、会計方針を開示すべきとし、法人所得税及び外貨換算についての例示がなされていた。(IAS 第 1 号第 120 項)	・ 企業特有のものである可能性は低いものとして、法人所得税及び外貨換算に関連する記述が削除された。	・ 重要な会計方針の注記の例として、外貨換算基準についての記載があるが、法人所得税については例示がない。（連結財務諸表等規則 第 13 条 第 5 項）				

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「投資企業：連結の例外の適用」（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正）

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	連結の例外	・ 連結財務諸表の作成免除について、以下が明記されていた。 ・ ある企業が親会社の立場にある場合、当該企業にとっての最上位の親会社又はいずれかの中間親会社が、IFRS に準拠した公表用の連結財務諸表を作成している場合（IFRS 第 10 号第 4 項(a)(iv)）等のすべての要件を満たす場合に、連結財務諸表を作成する必要がない。（IFRS 第 10 号第 4 項） ・ 投資企業は、子会社を連結せず、純損益を通じた公正価値で測定する。ただし、当該子会社が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供する場合を除く。（IFRS 第 10 号第 31 項、第 32 項） ・ 企業の最上位又は中間の親会社が、IFRS に準拠した公表用の連結財務諸表を作成している場合（IAS 第 28 号第 17 項（d））等のすべての要件を満たす場合に、関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法を適用する必要はない。（IAS 第 28 号第 17 項）	以下の取扱いが明確化されている。 ・ ある企業が親会社の立場にある場合に、当該企業が投資企業の子会社である場合でも連結財務諸表の作成免除を利用可能であること（IFRS 第 10 号 第 4 項（a）） ・ 投資企業が連結するのは、子会社自体が投資企業ではなく、かつ投資企業にサービスを提供する子会社のみであること（IFRS 第 10 号第 32 項） ・ 投資企業でない親会社が、投資企業である共同支配企業又は関連会社に投資している場合には、当該投資企業が子会社の持分について適用している公正価値による測定を引き継ぐことができること（IAS 第 28 号第 36A 項） ・ ある企業の親会社である投資企業が子会社を公正価値により測定する場合であっても、当該企業の傘下の共同支配企業又は関連会社の投資に対して持分法の免除規定が適用されること（IAS 第 28 号第 17 項（d）） ・ 併せて、IFRS 第 12 号の範囲除	・ 金融商品取引法第24条第1項における有価証券報告書の様式について、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条 八において定めがあり、連結財務諸表の作成が義務づけられている。				・ 本改正は、投資企業の規定の導入に伴い、連結財務諸表の作成免除範囲等、明確化が必要とされた事項に対応して明確化を行うものであり、IFRS 第 10 号等の該当する会計基準等の基本的な取扱いを変更するものではないと考えられる。IFRS 第 10 号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
			外が、投資企業である親会社が子会社を公正価値により測定する場合には適用されないこと（IFRS 第 12 号第 6 項(b)(ii)）					

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「繰延税金資産の認識」（IAS 第 12 号の修正）

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	未実現損益	・ 公正価値又は再評価額で計上され、税務基準額について修正が行われない場合、当該資産の税務基準額が帳簿価額を上回るケースが、繰延税金資産を発生させる将来減算一時差異の例示として挙げられていた。（IAS 第 12 号第 26 項(d)） ・ 企業は、将来減算一時差異を活用できる課税所得が得られる可能性が高い場合のみ、繰延税金資産を認識するとされていた。（IAS 第 12 号第 27 項） ・ 将来の期間の課税所得を見積る際には、将来の期間に発生すると予想される将来減算一時差異から生じる課税所得を無視することとされていた。（IAS 第 12 号第 29 項(a)）	・ 資産の帳簿価額の回収を、売却、使用あるいは両者の組み合わせのいずれにより見込んでいるかにかかわらず将来減算一時差異が発生する旨が明確化された（IAS 第 12 号第 26 項(d)設例） ・ 将来減算一時差異を活用できる課税所得が得られるかの評価において、税法上の制限（例えば、キャピタル・ロスの相殺をキャピタル・ゲインに限定している場合等）を考慮すべきであり、当該制限がある場合は、同じ種類の他の将来減算一時差異のみを合算して評価すべきとした。（IAS 第 12 号第 27A 項） ・ 将来の課税所得の見積りにおいて、将来減算一時差異の将来の減算の影響を含めないこと（IAS 第 12 号第 29 項(a)(i)）、現時点で将来減算一時差異が生じている資産についても、回収可能性が高い場合等においては、生じる課税所得を見積りに含めることができることを明確化した（IAS 第 12 号第 29A 項）。	・ 繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、企業の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断することとされている。（企業会計基準適用指針第 26 号 第 6 項） ・ その他有価証券の評価差額に係る一時差異について、個々の銘柄ごとではなく、一括して繰延税金資産を計上できる規定がある。（企業会計基準適用指針第 26 号 第 38 項） ・ 一時差異等加減算前課税所得について、解消することを見込む一時差異の額を除くことが明記されている。（企業会計基準適用指針第 26 号 第 3 項(9)） ・ タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積り額について、資産の含み益等の実現可能性を考慮する規定があるが（企業会計基準適用指針第 26 号 第 33 項）、将来減算一時差異が生じている資産の売却等の課税所得を見込む可否に関する特段の規定はない。				・ 本改正は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従って公正価値で測定される負債性金融商品に関する税効果会計の取扱いについて、保有者が、当該商品を満期まで保有する場合に税務基準額を下回る差額について将来減算一時差異を認識するか、将来減算一時差異を活用できる課税所得の制限をどのように考慮するか等に関する明確化を行うものであり、IAS 第 12 号の基本的な取扱いを変更するものではないと考えられる。IAS 第 12 号についてエンドースメント手続がすでに行われていることを踏まえれば、特に検討すべき点はないと考えられる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

「開示に関する取組み」（IAS 第 7 号の修正）

#	項目	IASB 及び IFRS 解釈指針委員会が公表した IFRS 又は IFRIC（2013 年 12 月 31 日現在）における取扱い	新規の又は改正された IFRS の概要	（参考）日本基準における取扱い	検討が必要な項目の候補の抽出			＊を付さなかった理由
					基本的な考え方	実務上の困難さ	制度との関連	
1	財務活動から生じる負債の変動	・ 該当する規定はない。	・ 利用者の評価を目的として、キャッシュ・フローの変動及び非資金の変動の両方を含めた財務活動における負債の変動を開示しなければならないとする要求事項が追加された。(IAS 第 7 号第 44A 項) ・ 要求事項を満たすための方法の 1 つとして、財務活動から生じる負債について、財政状態計算書上の期首残高と期末残高の調整表を提供することが挙げられ、当該調整表の例示が追加された。(IAS 第 7 号第 44D 項、設例 E)	・ 財務活動によるキャッシュ・フローについて、その内容毎の掲記は求められているが、現金同等物以外について、財政状態計算書上の残高を用いた調整表の注記は求められていない。（連結財務諸表規則 第 86 条、第 87 条、第 90 条）				・ 本改正は、財務活動に係る負債の変動に関する開示を追加するものである。当該会計基準等に係る公開草案に対して、当委員会では、該当する項目だけを改善するパッチワーク的な対応ではなく全体的なパッケージとして開示の改善を検討することをコメントしていたが、「削除又は修正」を検討するほどの重要性はないと考えられる。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。